

三豊市監査委員告示第 9 号

令和 2 年度工事監査(随時)結果に関する報告に基づき講じた措置の内容について、三豊市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2年10月 7日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 三宅 静雄

三総総第323号
令和2年8月28日

三豊市監査委員 片桐 正文 様
三豊市監査委員 三宅 静雄 様

三豊市長 山下 昭史
(公印省略)

令和2年度工事監査（随時）結果報告に基づく措置について

令和2年度工事監査（随時）結果報告書に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果報告に対する措置について

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
管財課	<p>【改善事項】</p> <p>(1) 工事請負契約書の適正な表記について</p> <p>当市では、工事請負契約書は市が定めた様式を用いて作成されるが、一部、記載内容に不備のある契約書があった。契約締結は事務事業を執行していくうえで根幹をなす行為であり、契約の実行に影響を与える。今後はリスク管理の面からも、契約締結にかかる決裁過程において記載内容が適正であるか十分に確認されたい。</p>	<p>今回の一部、記載内容の不備のあった契約書については、該当する以外の契約書を使用したもので、制度の認識不足と決裁過程におけるチェックが不十分だったことによる。</p> <p>再発防止に向け、課内全体で情報共有を行ったところであり、今後は、このようなことのないよう契約制度の再確認と、決裁時においてはより慎重な事務処理を行うよう対応していくこととする。</p>